

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	貸付	福祉	生活保護つなぎ資金貸付	健康福祉課		2万円まで ※無利子	生活資金	生活保護適用見込者	・返還方法 最初の扶助費支給時に一括返還
2	給付金	福祉	母子家庭高等技能訓練促進給付金	健康福祉課	訓練促進給付金	①対象者及び対象者と同一世帯の者（扶養義務者で対象者と生計を同じくするものを含む） 月額14万1,000円 ②①に掲げる者以外の者 月額7万500円 ※原則として同一の者には支給しないものとする。	学費・生活費等	母子家庭であって、下記の資格取得のために就学する者（市町村民税非課税） ①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥前各号に掲げるもののほか、町長が地域の実情に応じて定める資格	
				健康福祉課	一時金	①対象者及び対象者と同一の世帯の者 5万 ②①に掲げる者以外の者 2万5,000円		就学修了後の者（市町村民税非課税）	
3	給付金	福祉	母子家庭自立支援教育訓練給付金	健康福祉課		20/100（4,000円以上10万円を上限）	対象講座の受講のために支払った費用	母子家庭であった、次に掲げる講座を受講する者 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座 ③その他前各号に掲げるもののほか、町長が地域の実情に応じて定める講座	
4	助成金	福祉	自立支援医療精神通院費助成	健康福祉課	①駅、バス停から公共交通機関を利用した場合	往復の乗車料金（月2回分を限度）	通院に必要な交通費	美郷町で支給認定を受けている者	
					②自家用車、バイク等を利用した場合	20円/km（月2回を限度）			
					③タクシーを利用した場合	①の乗車料金を限度			
5	助成金	福祉	就労訓練事業所等通所交通費助成	健康福祉課	駅、バス停から公共交通機関を利用した場合	往復の乗車料金	通所に必要な交通費	在宅の障害がい者であって、一般就労を目的とした日常生活及び就労に関する指導又は訓練を受けるため、専門の事業所に通所する障害がい者とする者	
					自家用車、バイク等を利用した場合	20円/km×月の回数			
6	助成金	福祉	障がい児通所支援通院費助成	健康福祉課	①駅、バス停から公共交通機関を利用した場合	往復の乗車料金	通院・通所に必要な交通費	美郷町で支給認定（受給認定）を受けている児の保護者	
					②自家用車、バイク等を利用した場合	20円/km×回数			
					③タクシーを利用した場合	①の乗車料金を限度額とする。			

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
7	助成金	福祉	身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成	健康福祉課		2/3（10万円を上限）	教習対象者が教習を受けるのに自ら車を持ち込む場合に、自動車教習所の指導員が教習を円滑に行うため必要な様々な機器装置や保護装置を設置する改造費用及び復元費用	身体障害者で、次に掲げる要件すべてに該当するもの ①免許の取得日の6月前から引き続き町内に住所を有している ②自動車運転免許の内、普通免許、中型免許及び大型免許を取得するもので、初めてその免許を取得する ③指定自動車教習所から卒業証明書の交付を受け、かつ、卒業証明書によりその一部を免除された運転免許試験に合格し、自動車運転免許証の交付を受けたもの ④補助金の交付を受けようとする自動車運転免許に関し、他に助成を受けていない ⑤自動車運転免許の取得により就職が見込まれる等社会活動への参加に効果があると町長が認めるもの	
8	助成金	福祉	総合事業助成金	健康福祉課	美郷町訪問型サービスB及びD(住民主体による生活支援事業)実施要綱(平成29年美郷町告示第24号)に規定する事業	予算の範囲内で別に定める額	①事業の拠点となる施設の賃借料 ②事業実施にかかる光熱費及び燃料費 ③その他町長が必要と認める経費	町内において事業を実施するNPO法人及び地域住民グループ	
9	助成金	介護	介護用品支給事業	健康福祉課		5,000円/月 を上限（なお、助成は、現物での支給とする）	介護用品（以下例示） ・口腔ケア用品 ・食事用エプロン ・ストロー付きカップ ・吸い飲み ・防水シート ・マスク ・清拭剤 ・おしりふき ・紙オムツ ・尿取パット ・尿瓶 ・差し込み式便器 ・使い捨て手袋 ・ドライシャンプー	要介護4又は5に相当し、住民税非課税である高齢者を在宅で介護している家族	受付窓口は美郷町社会福祉協議会
10	助成金	福祉	成年後見制度利用支援事業	健康福祉課	申立てに関する支援	人的支援		町内に住所を有し、居住する者で、下記のいずれかに該当する者 ・配偶者及び4親等内の親族がいない者 ・配偶者及び4親等内の親族がいても、申立てを行う見込みのない者 ・4親等内の親族があっても、虐待の事実等があり、町長が該当者の福祉のために申立てをする必要があると判断する者	

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ：福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
10	助成金	福祉	成年後見制度利用支援事業	健康福祉課	申立てに係る費用の支援	家事審判法第9条第1項第20号に規定する報酬付与の審判により、家庭裁判所が決定した報酬額 ・在宅 15,000円/月 を上限 ・施設入所 10,000円/月 を上限	収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等	上記対象者であって、下記のいずれかに該当する者 ・生活保護受給者又はこれに準ずる者 ・この支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると町長が判断した者	
					業務に対する報酬等に関する支援		成年後見人、保佐人又は補助人の業務に対する報酬		
11	助成金	福祉	外出困難高齢者等外出支援事業	健康福祉課	福祉タクシー運行	1/2（1回につき5,000円を上限） ※月8回までを上限（往路で1回、復路で1回と計算）	乗車料金	以下のいずれかに該当する者 ・町内に住所を有する、心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車椅子を利用して65歳以上の高齢者 ・身体障がい者（児）のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は視覚障害のいずれかを有する者	
					タクシー料金助成				